

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会職員給与等支給規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第50条の規定に基づき、職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において「職員」とは、就業規則第2章に定める手続きにより採用された職員をいう。（給与の種類）

第3条 この規程に定める給与は次のとおりとする。

2 給料

3 諸手当

- (1) 管理職手当 (2) 扶養手当 (3) 住居手当 (4) 通勤手当
- (5) 時間外勤務手当 (6) 休日勤務手当 (7) 夜間勤務手当 (8) 宿日直手当
- (9) 管理職員特別勤務手当 (10) 期末手当 (11) 勤勉手当 (12) 災害派遣手当
- (13) 待機手当

4 退職給付金

第2章 給 料

(給料)

第4条 給料は、本巢市職員の給与に関する条例（平成16年条例第44号。以下「本巢市給与条例」という。）、本巢市職員の給与の支給に関する規則（平成16年規則第27号。以下「本巢市給与規則」という。）及び本巢市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成16年規則第28号。以下「本巢市初任給規則」という。）により支給する。

(給料表)

第5条 職員の給料表は、本巢市給与条例別表第1（第3条関係）給料表ア行政職給料表のとおりとする。

2 職員の職務は、前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別職務分類表のとおりとする。

(初任給)

第6条 職員の初任給は、本巢市初任給規則別表第6（第12条関係）初任給基準表ア行政職給料表初任給基準表のとおりとする。なお、前歴換算については、本巢市初任給規則第15条による。

(昇給)

第7条 昇給の時期は、1月1日とする。

2 職員の昇給は、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号級数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号級数を4号給（その職務が5級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として本巢市給与規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 4 55歳を超える職員に関する第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第2項に規定する期間における勤務成績が極めて良好又は特に良好である職員に限り昇給させるものとし、昇給の号給数は、その者の勤務成績に応じて本巢市給与規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（昇格）

第8条 職務の上位の級に移動（昇格）した場合におけるその職員の受ける号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する本巢市初任給規則別表第7（第23条関係）昇格時号給対応表ア行政職給料表昇格時号給対応表のとおりとする。

（給与の改正）

第9条 本巢市給与条例の規定に準ずるものとする。

（支給基準）

- 第10条 給料は、新任・昇給・降給・休職又は退職・死亡とも全て発令の日から起算し、その月の在任期間によって、これを支給する。
- 2 日割り計算は、給料の計算期間の全日数から勤務を要しない月の日数を差引いた日数を基礎として計算する。

（休職期間の給与）

第11条 本巢市給与条例の規定に準ずるものとする。

第3章 諸 手 当

（管理職手当）

- 第12条 管理及び監督の地位にある職員については、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。
- 2 管理職手当を支給する職及び額は、別表第2のとおりとする。
 - 3 前2項の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、第16条から第18条及び第24条の規定は適用しない。

（扶養手当）

- 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 支給に関しては、本巢市給与条例第12条及び第13条並びに本巢市給与規則第6条及び第7条によるものとする。

（住居手当）

第14条 住居手当は、該当職員に対して支給する。

2 支給に関しては、本巢市給与条例第14条並びに本巢市給与規則第8条、第9条、第13条及び第15条から第19条によるものとする。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、該当職員に対して支給する。

2 支給に関しては、本巢市給与条例第15条及び本巢市給与規則第20条から第34条によるものとする。

(時間外勤務手当)

第16条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して支給する。

2 支給に関しては、本巢市給与条例第19条並びに本巢市給与規則第45条及び第46条によるものとする。

(休日勤務手当)

第17条 休日勤務手当は、祝日法による休日及び年末年始の休日において正規に勤務することを命ぜられた職員に対して支給する。

2 支給に関しては、本巢市給与条例第20条及び本巢市給与規則第47条によるものとする。

(夜間勤務手当)

第18条 夜間勤務手当は、夜間勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

2 支給に関しては、本巢市給与条例第21条によるものとする。

(宿日直手当)

第19条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

2 支給に関しては、本巢市給与条例第23条及び本巢市給与規則第49条によるものとする。ただし、根尾生活支援ハウスの宿直勤務については、1回につき5,200円を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 管理職員特別勤務手当は、第12条に規定する職員が特別勤務を命ぜられた場合に支給する。

2 支給に関しては、本巢市給与条例第24条並びに本巢市給与規則第50条及び第51条によるものとする。

(期末手当)

第21条 期末手当は、職員に対して支給する。

2 支給に関しては、本巢市給与条例第26条(第5項を除く。)から第28条並びに本巢市給与規則第55条から第59条、第61条から第69条、第78条、第80条及び第81条によるものとする。

3 職務の級が3級以上の職員については、本巢市給与条例第26条第4項に規定する合計額に、給料の月額に別表第3に定める割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、職員に対して支給する。

2 支給に関しては、本巢市給与条例第29条並びに本巢市給与規則第70条から第79条及び第81条によるものとする。

3 前条第3項の規定は、本巢市給与条例第29条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

(災害派遣手当)

第23条 災害派遣手当は、災害救急対策又は災害復旧のため、被災地に派遣された職員に対して支給する。

2 支給に関しては、本巢市給与条例第30条及び本巢市給与規則第82条によるものとする。

(待機手当)

第24条 待機手当は、携帯電話等により24時間、業務に対応する職員に対して支給する。

2 待機手当を支給する職及び額は、別表第4のとおりとする。

第4章 退職給付金

(退職給付金)

第25条 職員が在職1年以上で退職したときは、全国社会福祉団体職員退職手当積立金約款及び財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会運営規程の定めるところにより本人(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本巢市職員の例を参考として会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。但し、第3条及び第24条の規定は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

級別職務分類表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
職 名	主 事	主 任	係 長 所 長	課 長	事務局長 事務局次長

別表第2（第12条関係）

管理職手当

給料表の職務の級	職 名	手 当 月 額
5 級	事務局長、事務局次長	35,000円
4 級	課 長	25,000円

別表第3（第21条関係）

役職加算率

給料表の職務の級	職 名	加 算 割 合
5 級	事務局長、事務局次長	100分の15
4 級	課 長	100分の10
3 級	係長、所長	100分の5

別表第4（第24条関係）

待機手当の額

給料表の職務の級	職 名	手 当 月 額
3 級	係長・所長	5,000円
1・2級	主事・主任	3,000円